

就学援助制度について（お知らせ）

この制度は、小学校1年生から中学校3年生までのお子さんをお持ちの保護者の方で、経済的な理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費などを援助し、円滑に教育を受けていただくためのものです。

◆援助を受けることができる方

この援助を受けることができるのは、生活保護世帯、または、次に掲げる内容のいずれかに該当し、かつ、生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた方です。

また、令和元年分の所得の申告（確定申告等）が済んでいることが条件となります。

- (1) 生活保護を受けている。または、生活保護が停止または廃止された。
- (2) 市民税が非課税または減免されている。
- (3) 個人事業税または固定資産税が減免されている。
- (4) 国民年金の掛金が免除または国民健康保険料が減免もしくは猶予されている。
- (5) 児童扶養手当を受給している（児童手当ではない）。
- (6) 生活福祉資金の貸付を受けている。
- (7) その他の理由で経済的に困窮している。

※上記の(3)、(6)に該当する場合は、その旨を証明できる書類が必要です。

※令和2年1月1日現在の住所が各務原市でない場合、転入前の住所地が発行する**令和2年度所得課税証明書（令和元年度ではない）**が必要になります。（取得可能時期など詳細は、前住所地の税務担当課にご確認ください。目安として令和2年6月以降に取得可能になります。）

◆援助対象費

- | | | |
|--------------------|----------------|--------------|
| ①学用品費 | ②新入学児童生徒学用品準備費 | ③新入学児童生徒学用品費 |
| ④通学用品費 | ⑤修学旅行費 | ⑥校外活動費 |
| ⑦学校給食費 | ⑧生徒会費 | ⑨PTA会費 |
| ⑩部活動・クラブ活動費（中学生のみ） | | |

※生活保護を受けている方は修学旅行費のみ対象

※②は、新小学1年生は別途申請者、新中学1年生は小学6年生の準要保護認定者が対象

※③は、②を受給しなかった新小学1年生及び新中学1年生が対象

◆援助の額

毎年度、文部科学省が示す要保護児童生徒1人当たりの支給額を支給します。

◆申請方法

申請を希望される方は学校に申し出てください。

◆支給方法

年3回（8月・12月・3月）に分けて支給します。

ただし、修学旅行費については、別途支給します。

◆注意事項

この制度は、対象世帯に就学関係費用の一部を援助するものであり、**各学校から請求される給食費等学校徴収金の支払いを免除するものではありません。**給食費等学校徴収金は各自で学校の指定する日に口座振替等により納入していただく必要があります。

◆問合せ先

各務原市教育委員会 学校教育課 学務係 ☎058-383-1118